

2023/9/29  
関西電力株式会社

中期計画の試行[1]「活動と組織の網羅的な抽出」について (改訂版)

1. はじめに

中期計画 試行[1]「活動と組織の網羅的な抽出」については、事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）を元に中期計画に示すべき活動項目と組織を抽出し、その抽出結果が網羅的であることを規制庁殿に説明できるかを検証するとともに、必要な事項について中期計画作成・運用要領に反映するものである。

今回、試行[1]における抽出作業について、試行担当社である関西電力にて実施したことから、その抽出作業のプロセスおよび結果についてご報告する。

試行[1]：活動と組織の網羅的な抽出【担当電力：関西】

- ・ 防災業務計画を元に、網羅的に活動項目と組織を抽出し、中期計画の範囲を設定するステップを試行にて実施し、緊急時対応に係る全ての活動項目および組織を網羅的に抽出できることを検証する。また、活動・組織の抽出結果を規制庁に説明し理解いただけることを確認する。
- ・ 活動・組織の網羅的な抽出方法について、中期計画作成・運用要領に反映する。

2. 抽出方法

緊急時対応に係る活動項目および組織の抽出として、防災業務計画および防災基本計画を元に抽出を行う。なお今回作業においては関西電力 美浜発電所事業者防災業務計画を用い、以下の作業により抽出を行った。

(1) 「活動項目」の抽出

<STEP1>

緊急時対応に係る活動が規定されている活動を、防災業務計画の「第3章 緊急事態応急対策の実施等」から項単位（章、節、項の構成）で抽出<sup>1</sup>し、抽出した項単位の活動項目（以下、「活動小項目」という）を「活動項目抽出における整理表（以下、「整理表」という）」に記入する。【添付1-1】

<STEP2>

抽出した活動小項目について、活動主体となる組織による識別を行う。具体的には、本店対策本部が実施する活動か、発電所対策本部が実施する活動かを識別して、「整理表」に記入する。

一つの活動小項目の中に、本店対策本部の活動および発電所対策本部の活動が混在している場合は、STEP1で記入した活動小項目を、活動主体となる組織の単位で分割する。【添付1-2】

~~<sup>1</sup>原子力規制庁管轄外である運搬（事業所外運搬）に係る活動については、抽出の対象外とする。~~

### <STEP3>

取組事項・達成水準が設定しやすいよう活動小項目をグループ化し、「活動項目」として設定し、「整理表」に記入する。【添付1-3】

「整理表」で設定した「活動項目」を「緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート（以下、「範囲設定シート」という）」に記入し、各活動項目の「活動内容」には、整理した防災業務計画の章、節、項を記入する。【添付1-4】

（補足）

- ・グループ化に際しては、各活動が担っている機能、活動場所等を考慮したうえで、取り組み事項・達成水準が設定しやすいようグループ化を行う。
- ・本店対策本部および発電所対策本部の活動のうち「核物質防護事案を起因とした警戒事象等への対応（核物質防護組織との連携活動）」に関しては、個別に活動項目を設定し、「整理表」に記入する。防災業務計画からは活動項目を読み取ることができないため、「○」は記入しない。

## （2）「組織」の抽出

### <STEP4>

STEP3にて設定された活動項目に対し、防災業務計画または防災基本計画を参照し活動主体となる組織以外の組織を網羅的に抽出・整理を行い、「範囲設定シート」の「活動遂行のために協力・連携する組織」および「活動の提供先」に記入する。【添付2】

（補足）

- ・「活動遂行のために協力・連携する組織」の抽出に際しては、防災業務計画の各活動の記載の中から、当該活動における目的達成のために連携して活動を行う組織について抽出を行い、「範囲設定シート」の「活動遂行のために協力・連携する組織」欄に記入する。
- ・活動における目的達成のために連携する組織ではなく、活動の提供先となる組織については、「活動遂行のために協力・連携する組織」とは区別し、「範囲設定シート」の「活動の提供先」欄に記入する。
- ・「原子力防災センター」や「原子力事業所災害対策支援拠点」のように、複数組織が互いに連携する場については防災業務計画にて抽出するが、それらの場における活動組織の中から「連携する組織」を抽出するために、防災基本計画を参照し抽出する。
- ・社内他部門（例：送配電部門）のように、社内組織について防災業務計画「第3章 緊急事態応急対策の実施等」で抽出ができない場合は、他章（例：体制表）等を参照し、社内他部門との連携箇所について個別に抽出する。
- ・本店・発電所の活動のうち、核物質防護事案を起因とした警戒事象等への対応の際に連携が想定されるが、防災業務計画等から抽出できない組織に関しては、個別に抽出する。

## 3. 抽出結果

添付2に示す通り、「2. 抽出方法」の作業により抽出した活動項目および組織を「範囲設定シート」に整理した。

その結果、中期計画の目的に照らして、活動項目と組織が十分網羅的に「範囲設定シート」に整理する出来ることを確認した。

#### 4. 検証結果

##### (1) 抽出方法の妥当性について

今回抽出した結果、中期計画の目的に照らして活動項目と組織が十分に抽出できた。また、抽出の作業過程で作成する「整理表」および「範囲設定シート」により、第三者からも中期計画に必要な活動項目と組織が含まれていることが理解できることが確認できた。

##### (2) 中期計画作成・運用要領の有用性について

今回実施した抽出方法を、今後各社に展開した場合においても同様の品質で実施できるよう、以下の点について、中期計画作成・運用要領に反映する。

- ・ 活動項目の抽出・整理における細かな STEP の反映
- ・ 活動項目の整理結果を「整理表」にまとめること（説明性の向上）
- ・ 「連携する組織」と「活動の提供先」の区別の考え方
- ・ 防災基本計画の参照の仕方 等

#### 5. まとめ

- 防災業務計画および防災基本計画を元に中期計画にて含まれるべき活動項目および連携する組織を抽出する方法を検討した。その結果、この抽出方法を用いることで中期計画の目的に照らして十分な抽出が可能であることが確認された。
- 「範囲設定シート」の記載内容を、抽出過程で作成した「整理表」を用いて確認することで、第三者でも中期計画に含まれるべき活動項目と連携する組織が抽出できていることが理解できることが確認された。
- 今回の抽出作業の中で得られた気づきを中期計画作成・運用要領に反映をしていく。

以上

#### 添付資料

- 1-1. 活動項目抽出における整理表（STEP1 段階） R1
- 1-2. 活動項目抽出における整理表（STEP2 段階） R1
- 1-3. 活動項目抽出における整理表（STEP3 段階） R1
- 1-4. 緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート（活動項目記入段階） R1
2. 緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート（連携する組織記入段階） R1

#### 別添資料（作業過程イメージ）

1. 防災業務計画における作業過程イメージ R1
2. 防災基本計画における作業過程イメージ R1



中期計画 活動項目抽出における整理表

STEP1：緊急時対応に係る活動が規定されている活動を、防災業務計画の「第3章 緊急事態応急対策の実施等」から抽出。（ここで抽出した活動は、以降「活動小項目」とする）

活動小項目	活動主体箇所		活動項目														
	本店	発電所	本店 (H)							発電所 (P)							
第1節 通報、報告等の実施																	
1 警戒体制および原子力防災体制の発令等																	
2 施設等の立ち上げ																	
3 通報の実施																	
4 情報の収集と報告																	
5 通話制限																	
6 原子力事業所災害対策支援拠点の活動																	
7 他の原子力事業者等への支援の要請																	
第2節 応急措置の実施																	
1 応急措置の実施および概要の報告																	
2 退避誘導および発電所内入域制限																	
3 放出放射エネルギーの推定																	
4 消火活動																	
5 原子力災害医療																	
6 二次災害防止に関する措置																	
7 汚染拡大の防止および防護措置																	
8 線量評価																	
9 要員の派遣、資機材の貸与																	
10 美浜地域の緊急時対応																	
11 広報活動																	
12 応急復旧																	
13 原子力災害の拡大防止を図るための措置																	
14 被災者相談窓口の設置																	
15 運搬に係る応急措置																	
第3節 緊急事態応急対策																	
1 原子力緊急事態の通報																	
2 応急措置の継続実施																	
3 要員の派遣、資機材の貸与																	

中期計画 活動項目抽出における整理表

STEP2：活動主体箇所の識別および活動小項目の分割

活動小項目	活動主体箇所		活動項目													
	本店	発電所	本店 (H)							発電所 (P)						
<b>第1節 通報、報告等の実施</b>																
1 警戒体制および原子力防災体制の発令等		○														
施設等の立ち上げ	○	○														
2 (1) 同一項の中に本店と発電所の活動が混在		○														
(2) している場合は、活動小項目を分割	○	○														
(3)		○														
(4)	○															
3 通報の実施		○														
4 情報の収集と報告		○														
5 通話制限		○														
6 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	○															
7 他の原子力事業者等への支援の要請	○															
<b>第2節 応急措置の実施</b>																
1 応急措置の実施および概要の報告		○														
2 退避誘導および発電所内入域制限		○														
3 放出放射線量の推定		○														
4 消火活動		○														
原子力災害医療	○	○														
5 (1) 同上		○														
(2)	○															
(3)		○														
(4)		○														
(5)		○														
6 二次災害防止に関する措置		○														
7 汚染拡大の防止および防護措置		○														
8 線量評価		○														
要員の派遣、資機材の貸与	○	○														
9 別表3-2-27 派遣元組織が本店の箇所	○															
別表3-2-27 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○														
10 美浜地域の緊急時対応	○	○														
広報活動	○	○														
11 (1) 同上	○															
(2)		○														
(3)	○															
(4)		○														
12 応急復旧	○	○														
(1)		○														
(2)	○															
(3)		○														
13 原子力災害の拡大防止を図るための措置		○														
14 被災者相談窓口の設置	○															
<b>運搬に係る応急措置</b>	○	○														
15 別表3-2-27 派遣元組織が本店の箇所	○															
別表3-2-27 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○														
<b>第3節 緊急事態応急対策</b>																
1 原子力緊急事態の通報		○														
2 応急措置の継続実施	○															
要員の派遣、資機材の貸与	○	○														
3 別表3-2-29 派遣元組織が本店の箇所	○															
別表3-2-29 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○														

中期計画 活動項目抽出における整理表

STEP3：取組事項・達成水準が設定しやすいよう各活動のグループ化を行い、「範囲設定シート」に活動項目として設定

活動小項目	活動主体箇所		活動項目															
	本店	発電所	本店 (H)										発電所 (P)					
			本部運営関連	原子力事業所災害対策支援拠点関連	他事業者支援組織関連	社内他部門関連	原子力災害医療関連	住民対応支援、避難所関連	OFC活動関連	自治体対策本部関連	広報活動関連	核物質防護事業を起因とした警戒事象等への対応	本部運営関連	退避誘導関連	原子力災害医療関連	現場作業関連	消火活動関連	発電所緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置関連
H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	P1	P2	P3	P4	P5	P6	P7	PX	
<b>第1節 通報、報告等の実施</b>																		
1	警戒体制および原子力防災体制の発令等		○															
	施設等の立ち上げ	○	○															
	(1)		○															
2	(2)	○	○															
	(3)		○															
	(4)	○	○	○														
3	通報の実施		○															○
4	情報の収集と報告		○															○
5	通話制限		○															
6	原子力事業所災害対策支援拠点の活動	○		○														
7	他の原子力事業者等への支援の要請	○			○													
<b>第2節 応急措置の実施</b>																		
1	応急措置の実施および概要の報告		○															○
2	退避誘導および発電所内入域制限		○											○				
3	放出放射エネルギーの推定		○													○		
4	消火活動		○											○				
	原子力災害医療	○	○															
	(1)		○											○				
5	(2)	○	○					○										
	(3)		○											○				
	(4)		○											○				
	(5)		○											○				
6	二次災害防止に関する措置		○															
7	汚染拡大の防止および防護措置		○													○		
8	線量評価		○															
	要員の派遣、資機材の貸与	○	○															
9	別表3-2-27 派遣元組織が本店の箇所	○	○	○					○	○								
	別表3-2-27 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○							○								
10	美浜地域の緊急時対応	○	○					○										
	広報活動	○	○															
	(1)		○								○							
11	(2)	○	○															
	(3)		○															
	(4)		○															
	応急復旧	○	○															
12	(1)		○															
	(2)	○	○					○										
	(3)		○															
13	原子力災害の拡大防止を図るための措置		○											○				
14	被災者相談窓口の設置	○	○															
	運搬に係る応急措置	○	○															
15	別表3-2-27 派遣元組織が本店の箇所	○	○															○
	別表3-2-27 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○															○
<b>第3節 緊急事態応急対策</b>																		
1	原子力緊急事態の通報		○															
2	応急措置の継続実施		○	○														
	要員の派遣、資機材の貸与	○	○															
3	別表3-2-29 派遣元組織が本店の箇所	○	○						○	○								○
	別表3-2-29 派遣元組織が美浜発電所の箇所		○							○								○





緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動遂行のために協力・連携する組織	活動の提供先
本店 対策 本部	H1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」 ・3章 第3節 2.「応急措置の継続実施」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		
	H2	原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 6.「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」		
	H3	他事業者支援組織との協定に基づく連携	以下防災業務計画に基づく、他事業者支援組織との協定に基づく連携 ・3章 第1節 7.「他の原子力事業者等への支援の要請」 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		
	H4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携 ・3章 第2節 12.「応急復旧」		
	H5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」		
	H6	住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣 ・3章 第2節 10.「美浜地域の緊急時対応」 ・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」		
	H7	緊急事態応急対策等拠点施設での外部組織との情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、緊急事態応急対策等拠点施設での外部組織との情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		
	H8	自治体対策本部での情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		
	H9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動 ・3章 第2節 11.「広報活動」		
	H10	核物質防護事案を起因とした警戒事象等への対応(核物質防護組織との連携活動)	核物質防護規定「緊急時対応計画」に基づく活動時における、H1～H9の活動		

「活動項目」の抽出  
(STEP1,2,3の作業)

「組織」の抽出  
(STEP4の作業)

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動遂行のために協力・連携する組織	活動の提供先
発電所 対策 本部  (美浜)	P1	発電所対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営 ・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 3.「通報の実施」 ・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」 ・3章 第1節 5.「通話制限」 ・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」 ・3章 第2節 8.「線量評価」 ・3章 第2節 11.「広報活動」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」 ・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」		
	P2	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」		
	P3	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」 ・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」		
	P4	事故の拡大防止のための現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場作業 ・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」		
	P5	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」		
	P6	緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」		
	P7	核物質防護事業を起因とした警戒事象等への対応(核物質防護組織との連携活動)	核物質防護規定の「緊急時対応計画」に基づく活動時における、P1～P6の活動		
発電所 対策 本部 (美浜)	PX	事業所外運搬	以下防災業務計画に基づく、事業所外運搬 ・3章 第1節 3.「通報の実施」 ・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」 ・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」 ・3章 第2節 15.「運搬に係る応急措置」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		

「活動項目」の抽出  
(STEP1,2,3の作業)

「組織」の抽出  
(STEP4の作業)

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(本店対策本部)

活動主体	No.	活動項目	活動内容	活動遂行のために協力・連携する組織	活動の提供先
本店 対策 本部	H1	本店対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、本店対策本部の本部運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」 ・3章 第3節 2.「応急措置の継続実施」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	原子力規制庁緊急時対応センター(ERC) プラントメーカー 協力会社	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体の長 その他の執行機関
	H2	原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営	以下防災業務計画に基づく、原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 6.「原子力事業所災害対策支援拠点の活動」	原子力事業所災害対策支援拠点 原子力緊急事態支援組織 プラントメーカー 建設業者 原子力規制委員会 実動組織含む関係機関	
	H3	他事業者支援組織との協定に基づく連携	以下防災業務計画に基づく、他事業者支援組織との協定に基づく連携 ・3章 第1節 7.「他の原子力事業者等への支援の要請」 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	若狭地域原子力事業者 他原子力事業者	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体の長 その他の執行機関
	H4	社内他部門との支援要請連携	以下防災業務計画に基づく、社内他部門との支援要請連携 ・3章 第2節 12.「応急復旧」	関西電力送配電株式会社 プラントメーカー 協力会社	
	H5	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」	公益財団法人原子力安全研究協会	負傷者等
	H6	住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣	以下防災業務計画に基づく、住民対応支援 避難所・避難退域時検査場所への要員派遣 ・3章 第2節 10.「被災地域の緊急時対応」 ・3章 第2節 14.「被災者相談窓口の設置」	地方公共団体	施設敷地緊急事態要避難者 被災者
	H7	緊急事態応急対策等拠点施設での外部組織との情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、緊急事態応急対策等拠点施設での外部組織との情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	緊急事態応急対策等拠点施設に派遣される各機関 ・原子力災害現地対策本部 ・指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構) ・緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部 ・指定地方公共機関 ・その他関係機関 ・原子力規制庁  緊急時モニタリングセンターに派遣される各機関 ・国(原子力規制委員会) ・地方公共団体 ・指定公共機関・指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)  原子力災害合同対策協議会に派遣される各機関 ・緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部または現地对策本部 ・現地对策本部長 ・都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者 ・指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)	指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体の長 その他の執行機関
	H8	自治体対策本部での情報連携活動	以下防災業務計画に基づく、自治体対策本部での情報連携活動 ・3章 第2節 9.「要員の派遣、資機材の貸与」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」		指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体の長 その他の執行機関 所在都道府県、市町村、関係周辺都道府県、市町村の災害対策本部
	H9	広報活動	以下防災業務計画に基づく、広報活動 ・3章 第2節 11.「広報活動」	緊急事態応急対策等拠点施設に派遣される各機関 ・原子力災害現地対策本部 ・指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構) ・緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部 ・指定地方公共機関 ・その他関係機関 ・原子力規制庁	報道機関
	H10	核物質防護事業を起因とした警戒事象等への対応(核物質防護組織との連携活動)	核物質防護規定「緊急時対応計画」に基づく活動時における、H1～H9の活動	原子力規制庁核セキュリティ部門	

緊急時対応組織に係る訓練等の中期計画の範囲設定シート(発電所対策本部:美浜)

活動主休	No.	活動項目	活動内容	活動遂行のために協力・連携する組織	活動の提供先
発電所対策本部 (美浜)	P1	発電所対策本部の本部運営	以下防災業務計画に基づく、発電所対策本部の本部運営 ・3章 第1節 1.「警戒体制および原子力防災体制の発令等」 ・3章 第1節 2.「施設等の立上げ」 ・3章 第1節 3.「通報の実施」 ・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」 ・3章 第1節 5.「通話制限」 ・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」 ・3章 第2節 8.「線量評価」 ・3章 第2節 11.「広報活動」 ・3章 第2節 12.「応急復旧」 ・3章 第3節 1.「原子力緊急事態の通報」	原子力緊急事態支援組織 プラントメーカー 協力会社	原子力規制庁緊急事態対策室(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)付 内閣府(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 美浜原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門 官、原子力運転検査官) 福井県美浜原子力防災センター(原子力防災専門官(総括班)) 福井県美浜原子力防災センター(現地事故対策連絡会議または合 同対策協議会(プラントチーム)) 所在都道府県知事、所在市町村長 関係周辺都道府県知事、関係周辺市町村長 所在都道府県警本部、関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 所在都道府県対策本部または災害対策本部 所在市町村事故対策本部または災害対策本部 関係周辺都道府県災害警戒本部または災害対策本部 関係周辺市町村の本部 発電所退避者 住民
	P2	退避誘導	以下防災業務計画に基づく、退避誘導 ・3章 第2節 2.「退避誘導および発電所内入域制限」		発電所退避者 所在都道府県知事 所在市町村長 関係周辺都道府県知事 原子力防災専門官 各関係機関
	P3	原子力災害医療	以下防災業務計画に基づく、原子力災害医療 ・3章 第2節 5.「原子力災害医療」 ・3章 第2節 6.「二次災害防止に関する措置」	公益財団法人原子力安全研究協会 救急隊 消防隊	負傷者等 医療機関、搬送機関 福井県 消防機関
	P4	事故の拡大防止のための現場作業	以下防災業務計画に基づく、事故の拡大防止のための現場作業 ・3章 第2節 13.「原子力災害の拡大防止を図るための措置」	警備員	
	P5	消火活動	以下防災業務計画に基づく、消火活動 ・3章 第2節 4.「消火活動」	消防署	
	P6	緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置	以下防災業務計画に基づく、緊急時モニタリング、汚染拡大防止措置 ・3章 第2節 3.「放出放射線量の推定」 ・3章 第2節 7.「汚染拡大の防止および防護措置」		
	P7	核物質防護事態を起因とした警戒事象等への対応(核物質防護組織との連携活動)	核物質防護規定の「緊急時対応計画」に基づく活動時における、P1～P6の活動	治安機関	
発電所対策本部 (美浜)	PX	事業所外運搬	以下防災業務計画に基づく、事業所外運搬 ・3章 第1節 3.「通報の実施」 ・3章 第1節 4.「情報の収集と報告」 ・3章 第2節 1.「応急措置の実施および概要の報告」 ・3章 第2節 15.「運搬に係る応急措置」 ・3章 第3節 3.「要員の派遣、資機材の貸与」	運搬を委託した者 最寄りの消防機関、警察および海上保安部 国の現地対策本部 災害現場に派遣された専門家 ・国の職員 ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力規制庁緊急事態対策室(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)付 内閣府(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 美浜原子力規制事務所(原子力防災専門官、上席放射線防災専門 官) 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣) 国土交通省自動車局車両基準・国際課(国土交通大臣) 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察本部 事象発生場所を管轄する消防本部 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体の長 その他の執行機関

# 美浜発電所 原子力事業者防災業務計画

2022年6月

関西電力株式会社

<STEP2：活動主体箇所の識別および活動小項目の分割>

(凡例)





- ・本店対策本部が実施する活動 :
- ・発電所対策本部が実施する活動 :

<STEP3：取組事項・達成水準が設定しやすいよう各活動をグループ化し、活動項目として設定>

- ・各活動の右端にNo〇〇として分類 (赤文字箇所)

<STEP4：抽出した活動における「連携する組織」の抽出>

(凡例)

- ・活動の主体となる組織 : 
- ・連携先 (各活動の目的達成のため連携する組織) : 
- ・提供先 (各活動の提供先の組織) : 
- ・複数組織が連携する場  
(防災基本計画等を参照し連携する組織を明確化) : 

### 第3章 緊急事態応急対策の実施等

#### 第1節 通報、報告等の実施

##### 1. 警戒体制および原子力防災体制の発令等

###### (1) 警戒体制

- a. 原子力防災管理者は、別表3-1-2 2に定める警戒事象の発生について通報を受け、または自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは警戒体制を発令し、直ちに必要な要員の招集および別図2-2-7に定める関係機関への連絡ならびに様式3-1-7を用いて別図2-2-6に定める関係機関に連絡を行う。また、当該事象発生経過については、様式3-1-8を用いて別図2-2-6に定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

なお、第2章第1節1.(1)に基づく警戒体制において、別表3-1-2 2に定める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、この限りではない。

- b. 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、発電所警戒本部長として、発電所警戒本部の指揮を行う。

###### (2) 原子力防災体制

- a. 原子力防災管理者は、別表3-1-2 2に定める特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、原子力防災体制を発令し、直ちに発電所対策本部の要員の非常招集および別図2-2-7に定める関係機関に連絡を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節3. の通報をもって行う。

- b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、発電所対策本部長として、発電所対策本部の指揮を行う。

P1

##### 2. 施設等の立上げ

- (1) 発電所警戒本部長は、警戒体制を発令した場合、総務班長に警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。

- (2) 本店警戒本部長は、発電所における警戒体制発令の連絡を受け、本店における警戒体制を発令した場合、共通班長（総務担当）に本店警戒本部およびテレビ会議システムの立上げを指示する。また、本店警戒本部長は、原子力規制庁緊急時対応センターへの要員派遣の準備開始を指示し、速やかに派遣する。

- (3) 発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、総務班長に緊急時対策所の立上げを指示する。

- (4) 本店対策本部長は、発電所における原子力防災体制発令の連絡を受け、本店における原子力防災体制を発令した場合、共通班長（総務担当）に本店緊急時対策本部の立上げを指示する。また、本店対策本部長は、共通班長（総務担当）に原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬およびその他必要な措置を指示する。

P1

H1

P1

H1  
H2

### 3. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者（発電所対策本部を設置したときは発電所対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-22の特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式3-1-9に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-9に定める通報（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、原子力防災管理者は、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行うとともに、原子力緊急事態支援組織による支援が必要と認めたときは、あらかじめ定めるところにより当該支援組織への派遣要請を行う。
- (2) 原子力防災管理者は、別表3-1-24に掲げるものの事業所外運搬（以下この章および第4章において単に「運搬」という。）における別表3-1-22の特定事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、様式3-1-10に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-10に定める通報（連絡）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長、原子力防災専門官ならびに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

P1  
PX

### 4. 情報の収集と報告

- (1) 発電所対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
- a. 事故の発生時刻および場所
  - b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
  - c. 被ばくおよび障害等人身災害に関わる状況
  - d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果
  - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
  - f. 気象状況
  - g. 収束の見通し
  - h. その他必要と認める事項
- (2) 発電所対策本部情報班長は、前号により収集した事故状況を様式3-1-11にまとめ、別図2-2-11に定める報告（連絡）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関（原子力防災体制時にあつては、別図2-2-8）に報告（運搬にあつては、様式3-1-12に必要事項を記入し、別図2-2-12に定める報告（連絡）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報および報告を行った

P1  
PX

場合、その内容を記録として保存する。

#### 5. 通話制限

発電所対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

P1

#### 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

本店対策本部長は、事態に応じ第3章第1節2. (4)で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業の支援を指示する。

H2

#### 7. 他の原子力事業者等への支援の要請

本店対策本部原子力設備班長は、第3章第1節3.の通報を実施した場合、以下の他の原子力事業者等へ別表3-1-25に定める要員の派遣、資機材の貸与に係る支援を要請する。

- (1) 日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構および当社で定める「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」に基づく支援
- (2) 原子力事業者で締結した「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づく支援

H3



## 第2節 応急措置の実施

### 1. 応急措置の実施および概要の報告

発電所対策本部長は、本節2. から13. (運搬にあつては、本節15.) に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容および実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備および点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、発電所対策本部情報班長は、様式3-1-11にその概要を記入し、別図2-2-11に定める報告(連絡)経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関(原子力防災体制時にあつては、別図2-2-8)に適切な間隔で定期的に報告(運搬にあつては、様式3-1-12にその概要を記入し、別図2-2-12に定める報告(連絡)経路により報告)するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

P1  
PX

### 2. 退避誘導および発電所内入域制限

- (1) 発電所対策本部総務班長、広報班長および保修班長は、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。
- (2) 発電所対策本部総務班長は、発電所退避者に対して所内放送装置または運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避することおよびその際の防護措置を周知する。
- (3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部総務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部総務班長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。

- (4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部総務班長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

P2

### 3. 放出放射エネルギーの推定

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定(以下「発電所緊急時モニタリング」という。)を行う。
- (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

P6

#### 4. 消火活動

発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

P5

#### 5. 原子力災害医療

(1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-16に定める緊急医療処置室に搬送する。

P3

(2) 本店対策本部共通班長（保健担当）は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築し、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する。

H5

(3) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。

(4) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。

P3

(5) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に関わる適切な措置を講じる。

#### 6. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するときおよび救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。

P3

#### 7. 汚染拡大の防止および防護措置

(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。

(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。

P6

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-26に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

## 8. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。

P1

## 9. 要員の派遣、資機材の貸与

発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-2-27に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

別表3-2-27参照

H1  
H3  
H7  
H8

## 10. 美浜地域の緊急時対応（令和3年1月8日 原子力防災会議にて了承）

本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、次に掲げる事項等を実施する。

- (1) 施設敷地緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両、バス、船舶およびヘリコプターの提供。
- (2) 避難退域時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供ならびに本活動で発生する汚染水の処理。

H6

## 11. 広報活動

- (1) 本店対策本部共通班長（広報担当）は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合または当社から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合、発電所対策本部広報班長と連携を取りながら、その状況に応じて緊急のプレス発表を行う。

H9

- (2) 発電所対策本部広報班長は、別図3-2-18に定める連絡経路により公表する内容を取りまとめるとともに、別図2-2-11（原子力防災体制時にあつては、別図2-2-8）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

P1

- (3) 本店対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センター内の活動に必要な要員を派遣し、発電所の状況および実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、同センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。

H9

- (4) 発電所対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、本店対策本部長の協力を得て住民広報窓口を設置する。

P1

## 12. 応急復旧

- (1) 発電所対策本部発電班長は、中央制御室の計器等による監視および巡視点検の実施により発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

P1

- (2) 本店対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社へ協力を要請するとともに、発

H1  
H4

電所が作成する応急復旧計画作成の支援を実施する。また、必要な資機材の確保、および応急復旧要員の派遣等を行う。

- (3) 発電所対策本部長は、プラントメーカーおよび協力会社と連携して別表3-2-28の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

P1

### 1 3. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

発電所対策本部長は、以下に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) 原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状況の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修措置および原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性、放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染、被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲および拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

P4

### 1 4. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

H6

### 1 5. 運搬に係る応急措置

- (1) 発電所対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、本店対策本部長の協力を得て、直ちに別表3-2-27に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察および海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を講じ、原子力災害の発生および拡大の防止を図る。
- a. 立入制限区域の設定および退避等の実施
  - b. 環境放射線モニタリングの実施
  - c. 消火、延焼防止措置の実施
  - d. 負傷者等の救出
  - e. 輸送物の安全な場所への移動
  - f. 漏えいの拡大防止措置の実施および汚染の除去、遮へい対策の実施
  - g. その他必要な措置の実施
- なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている社員および当社が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、以下の措置を講じる。
- h. 立入制限区域の設定および退避等の実施

PX

- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火、延焼防止措置の実施
- k. 負傷者等の搬出
- l. その他必要な措置の実施

PX

### 第3節 緊急事態応急対策

#### 1. 原子力緊急事態の通報

発電所対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3-1-2-2に定める通報基準に至った場合は、本章第1節3.に基づき通報を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

P1

#### 2. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。

H1

なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

#### 3. 要員の派遣、資機材の貸与

(1) 発電所対策本部長は、本店対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関が実施する発電所外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表3-3-2-9に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

別表3-2-29参照

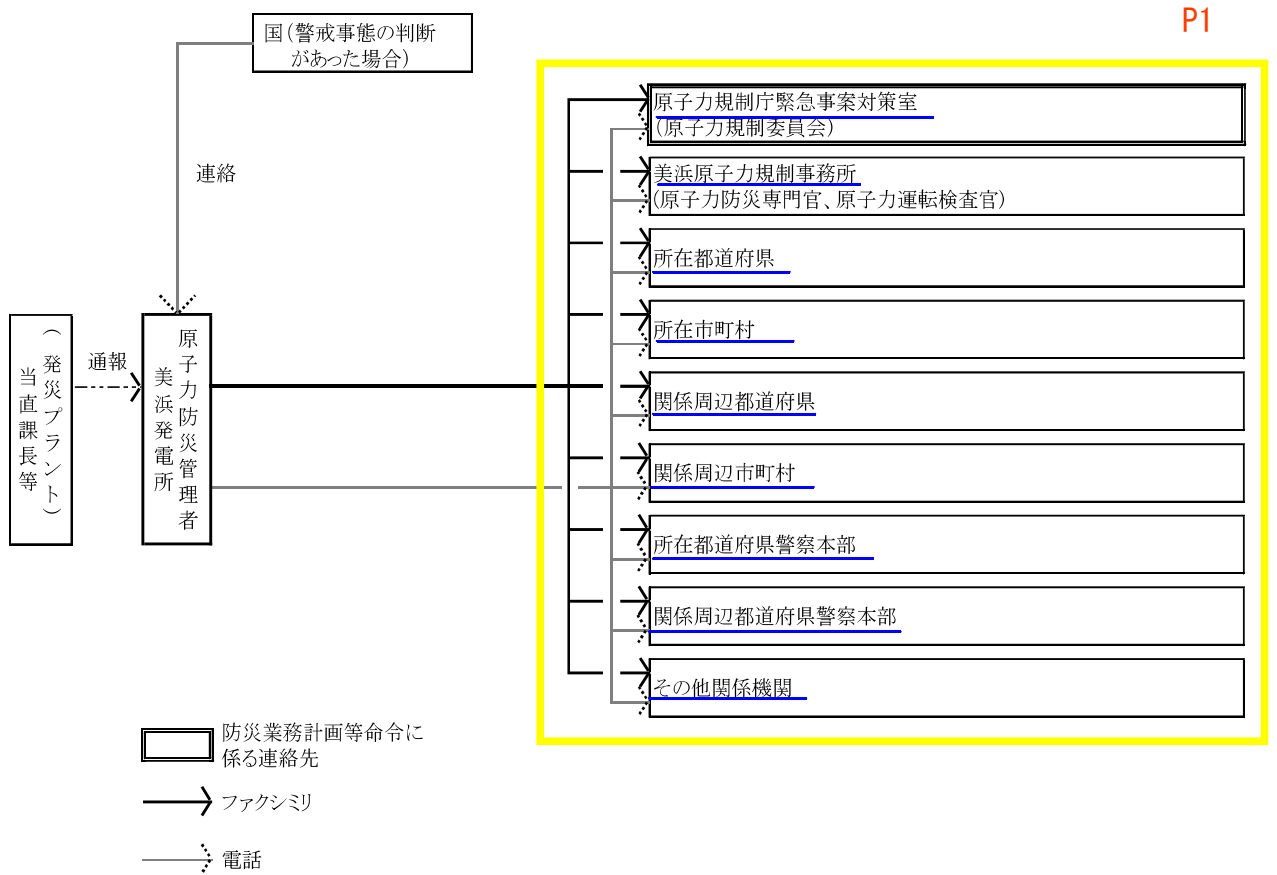
(2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-3-2-9に定める業務を行う。また、その業務内容について、発電所対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当社が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

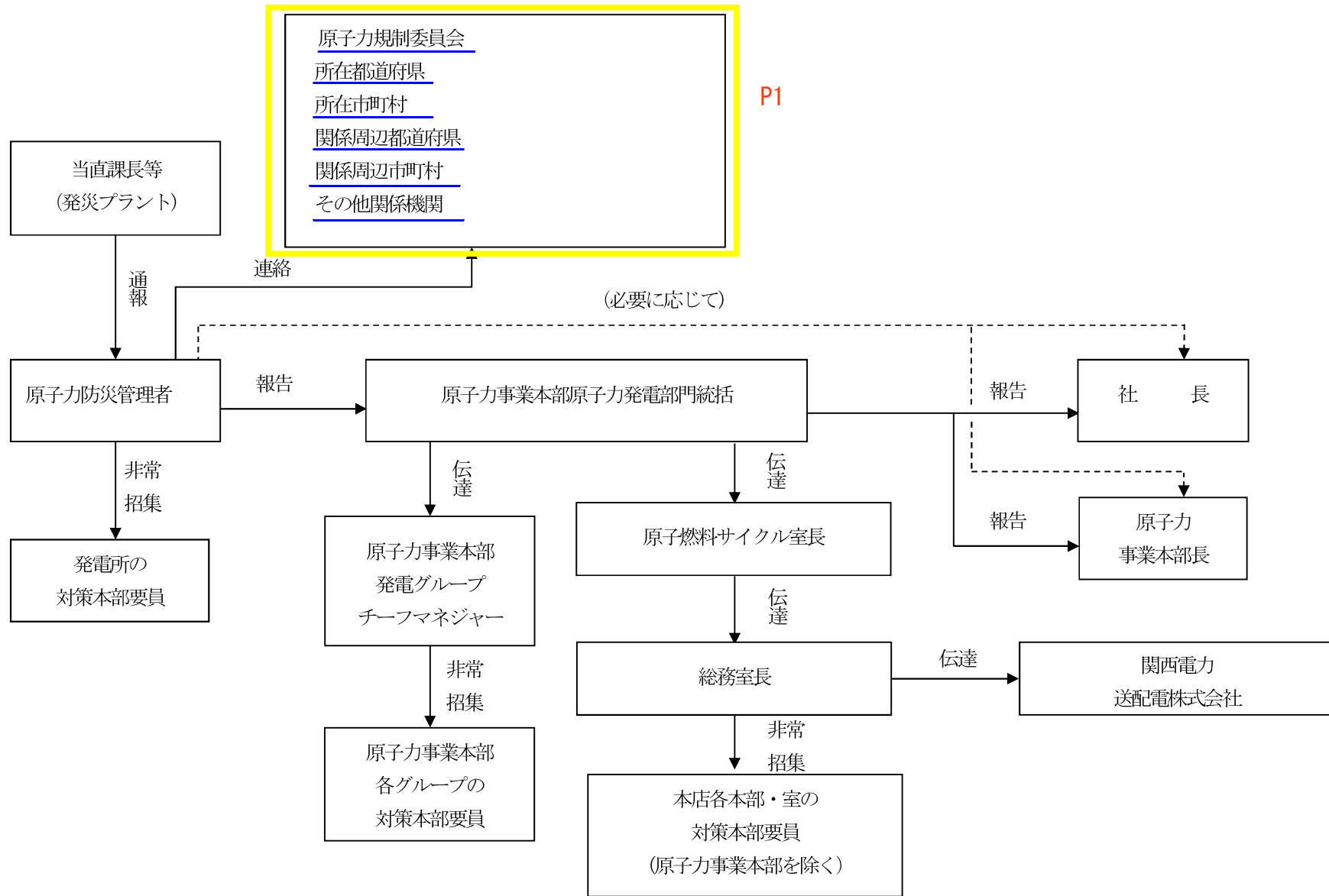
(3) 発電所対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、本店対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣および資機材の貸与について、本店対策本部長に要請する。

H1  
H3  
H7  
H8  
PX

別図2-2-6 警戒事象に基づく連絡経路

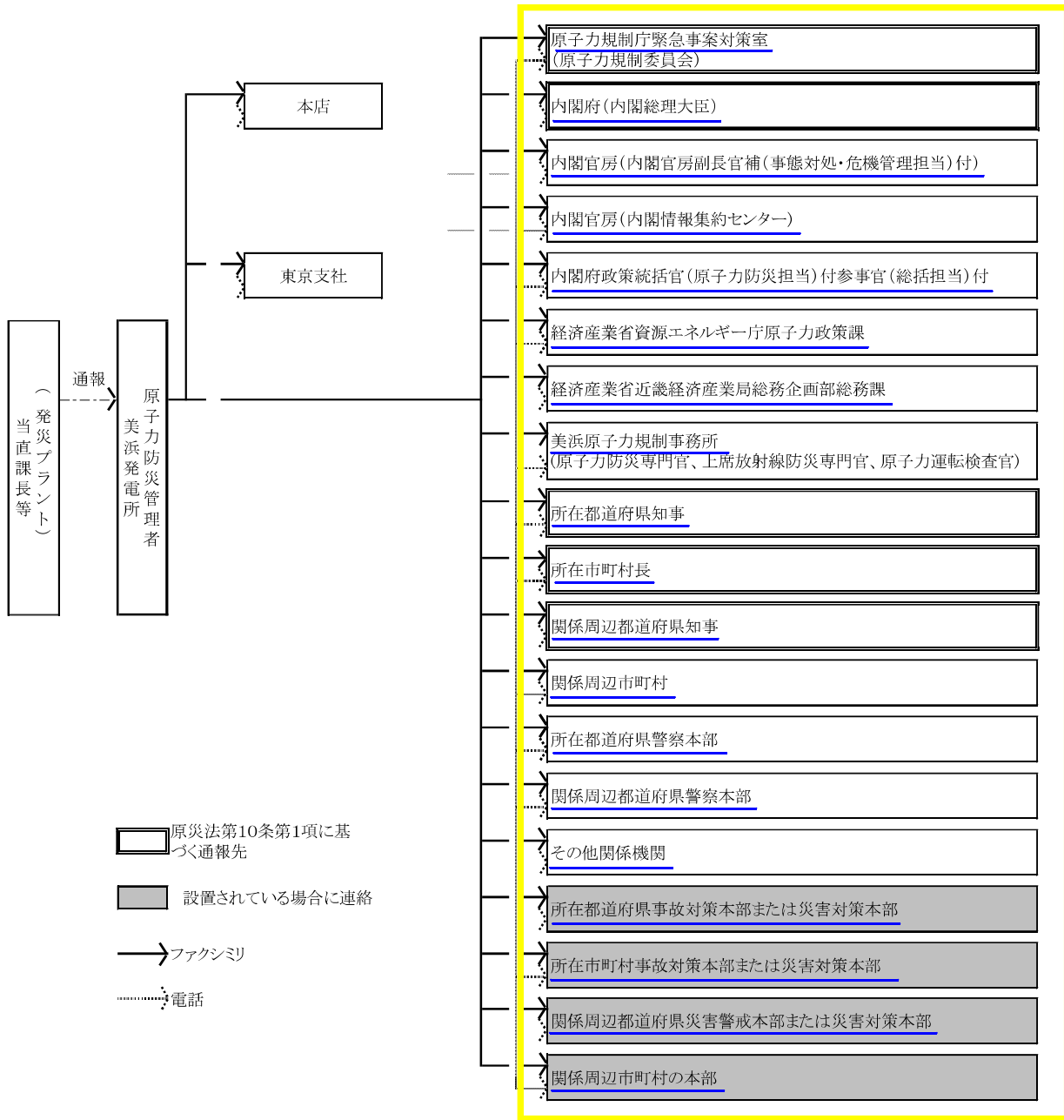


別図2-2-7 警戒体制および原子力防災体制発令時の連絡経路



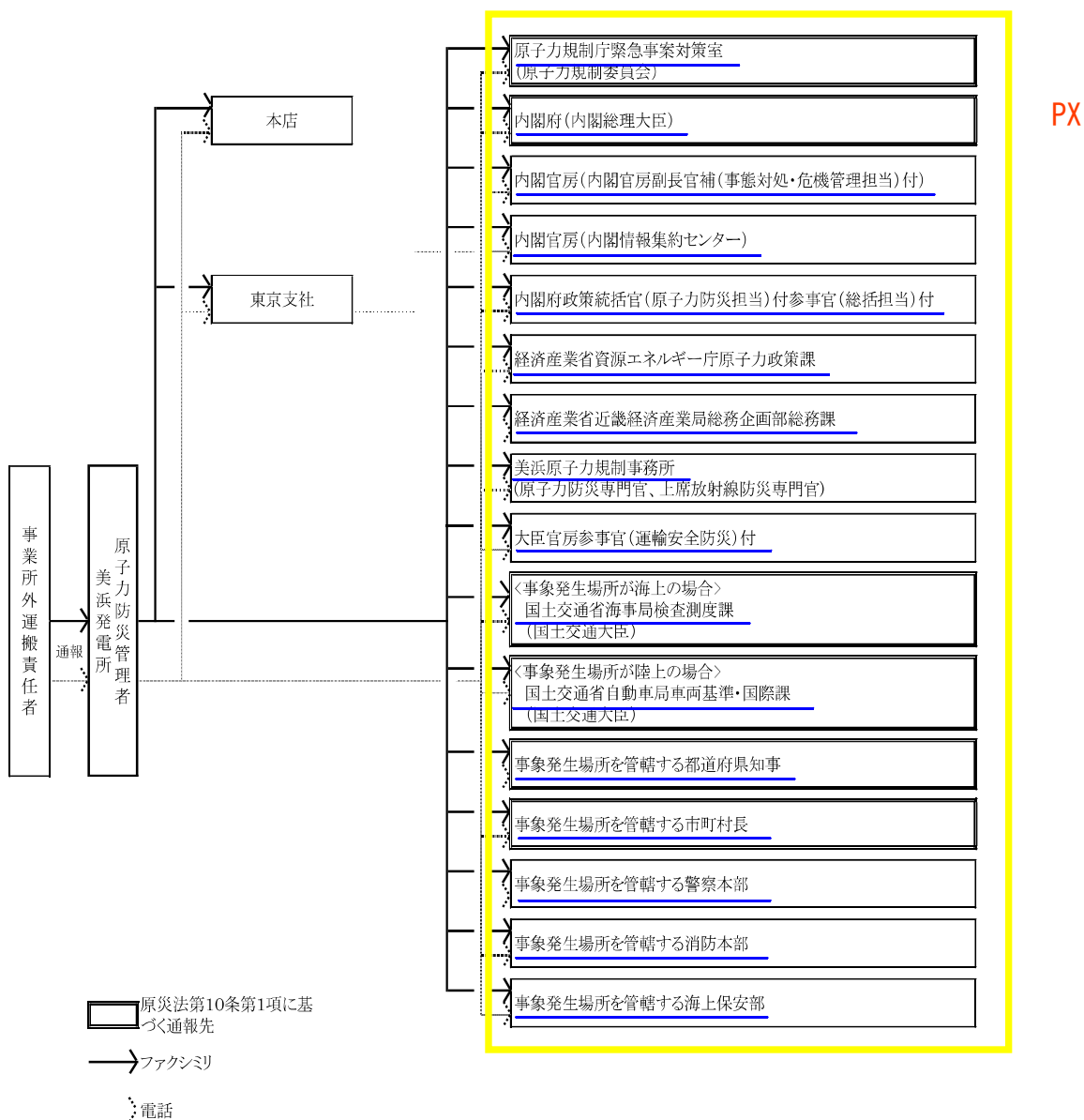


別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)

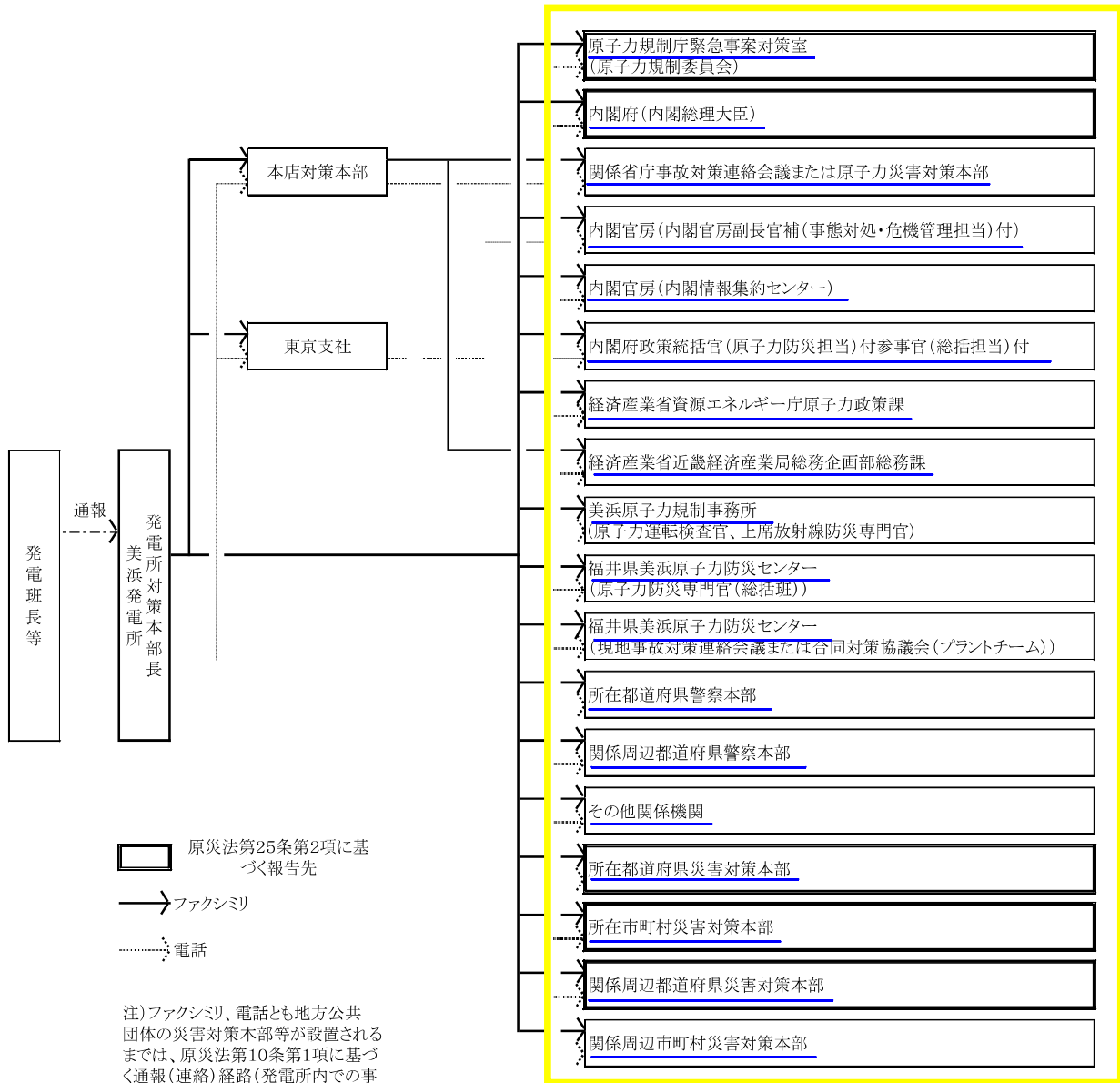


P1

別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)



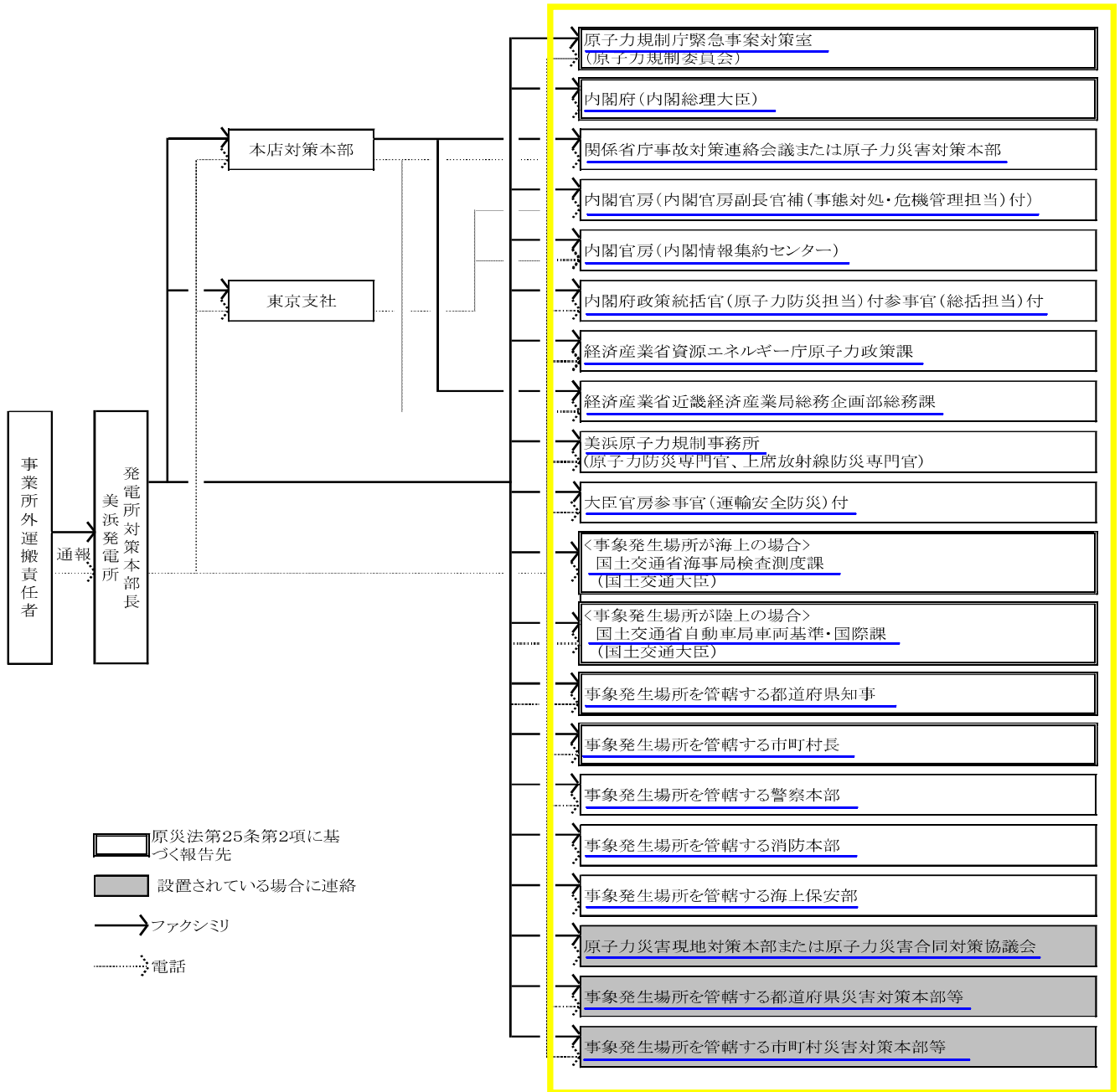
別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)



P1

別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)

PX



別表3-2-27 原子力防災体制等発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：美浜発電所)

	派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数量	実施する主な業務
H1	原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）	本店	2名	携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
H7	緊急時モニタリングセンター※1	本店 高浜発電所 大飯発電所	12名	モニタリングカー NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム波高分析装置 NaIポータブルスペクトルメータ	2台 4台 4台 7台 2台 2台 2台 3台 1台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
H3	若狭地域原子力事業者支援連携本部※2（美浜整備センター内）	本店 高浜発電所 大飯発電所	15名 10名 10名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器	1台 1冊 各1冊 1式 1式 1台 27台 45台	・各発電所への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など
H7	原子力防災センター	本店	9名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和と操作評価に係る所則 プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車	1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1台	・原子力防災センターにおける設営準備（発電機車の準備含む） ・連絡会議への参加 ・本店との情報共有 ・要請事項への協力
H8	所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、関係周辺市町村の災害対策本部	本店 美浜発電所	14名 2名	携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
PX	事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	3名 1名 5名	道路地図 安全解析書 携帯電話 NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ローボリューム） 個人被ばく線量測定器 除染キット 機材・要員用輸送車両	1式 1式 1台 3台 3台 4台 1台 2台 9台 1式 1台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査および除染など

※1：警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。

※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

別表 3-3-29 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与  
(原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災：美浜発電所)

	派遣先	派遣元組織	要員数	貸与する資機材等	数量	実施する主な業務
H1	原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)	本店	2名	携帯電話	各1台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達
H7	原子力防災センター	本店 美浜発電所	9名 3名	携帯電話 発電所周辺地図 事故時操作所則 事故時影響緩和と操作評価に係る所則 プラント系統図 プラント主要設備概要 プラント関係プロセスおよび放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 発電機車 人員輸送車両	1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1台 2台	・ 総合調整の協力 ・ 住民への広報支援の協力 ・ プレス対応 ・ 放射線影響評価、予測の協力 ・ 事故状況把握、進展予測の協力 ・ 原子力防災センターにおける管理の協力(発電機車の待機含む) ・ 地域住民等の避難措置への協力 ・ 本店との情報共有 ・ その他要請事項への協力
H7	原子力災害合同対策協議会	本店	1名	携帯電話	1台	・ 関係機関との調整 ・ 情報の共有化
H3	事業者支援連携(原子力防災センター内)	本店	2名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 原子力事業者間協力協定	1台 各1台 1冊 各1冊 1式	・ 原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業所間連携 ・ 原子力事業者支援本部への情報連絡
H7	緊急時モニタリングセンター	本店 高浜発電所 大飯発電所	12名	モニタリングカー NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイボリューム) エアサンプラー(ローボリューム) ゲルマニウム波高分析装置 NaIポータブルスペクトルメータ	2台 4台 4台 7台 2台 2台 2台 3台 1台	・ 初期モニタリング ・ 中期モニタリング
H3	原子力事業者支援本部(美浜整備センター内)	本店 高浜発電所 大飯発電所	13名 10名 10名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 原子力事業者間協力協定 機材・要員輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人被ばく線量測定器	1台 1冊 各1冊 1式 1式 1台 27台 45台	・ 各発電所への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査および除染など
H8	所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県、関係周辺市町村の災害対策本部	本店 美浜発電所	14名 2名	携帯電話	各1台	・ 事故情報の提供 ・ 決定事項の伝達 ・ 技術的事項他の支援
PX	事業所外運搬に係る特定事象発生場所	本店 発災元副原子力防災管理者 美浜発電所	3名 1名 5名	道路地図 安全解析書 携帯電話 NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ローボリューム) 個人被ばく線量測定器 除染キット 機材・要員輸送車両	1式 1式 1台 3台 3台 4台 1台 2台 9台 1式 1台	・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査および除染など

## （緊急事態応急対策等拠点施設（原子力防災センター）における連携先の抽出）

第12編 原子力災害対策編  
第2章 災害応急対策

案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、気象情報等を提供するものとする。

- 関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z 内の避難者の数及び避難の方針

- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針

- ・ 避難ルート、避難先の概要

- ・ 移動手段の確保見込み

- ・ その他必要な事項

防災業務計画 第2節9. 要員の派遣、資機材の貸与の別表3-2-27、第2節11. 広報活動および、第3節3. 要員の派遣、資機材の貸与の別表3-2-29に記載の「緊急時モニタリングセンター」から防災基本計画を参照

- 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し、関係省庁は官邸、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。

- 原子力災害現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関は、対策拠点施設に職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- 関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

- 現地に配置された原子力規制庁の職員は、現場の状況等の把握に努め、緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

- 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

- 原子力災害現地対策本部は、原子力災害対策本部との間において、地方公共団体等から連絡を受けた避難活動等の状況を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

- 原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星

H7  
H9

## 防災基本計画（抜粋）

### （原子力事業所災害対策支援拠点における連携先の抽出（1））

#### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

#### (3) 通信手段の確保

○第2編2章2節2項「通信手段の確保」

#### 6 原子力事業者の活動体制

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを行った場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、事故対策本部の設置、緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを行った場合、直ちに原子力災害の発生防止のために必要な応急対策を行い、その概要等を、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に連絡するものとする。

○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを行った場合、必要に応じ、緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

○原子力事業者は、事態に応じ、**原子力事業所災害対策支援拠点**を設置し、また、原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに、必要に応じてプラントメーカー、建設業者等と連携し、オンサイト対応を行うものとする。

○原子力事業者は、指定行政機関、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

#### 7 指定行政機関等の活動体制

##### (1) 施設敷地緊急事態への対応

##### 一 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の対応

○原子力防災専門官は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

○上席放射線防災専門官は、施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。

##### 二 専門家の派遣

防災業務計画 第1節2. 施設等の立ち上げ、  
6. 原子力事業者災害対策支援拠点の活動  
に記載の「原子力事業所災害対策支援拠点」  
から防災基本計画を参照

H2



## 防災基本計画（抜粋）

### （原子力事業所災害対策支援拠点における連携先の抽出（2））

#### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立

防災業務計画 第1節2. 施設等の立ち上げ、  
6. 原子力事業者災害対策支援拠点の活動  
に記載の「原子力事業所災害対策支援拠点」  
から防災基本計画を参照

#### 四 原子力事業者の応急措置の確認等

- 原子力規制委員会は、原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに、緊急時対応センター（原子力規制庁）との連絡調整を行わせるものとする。
- 原子力規制委員会は、原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して、原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに、収集した情報について、テレビ会議システム等を通じて、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡させるものとする。
- 原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員は、放射性物質の大量放出を防ぐため、原子力事業者の対応状況の確認を行うとともに、原子力規制委員会の指導・助言等を原子力事業者に徹底させるものとする。
- 原子力規制委員会は、原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、実動組織を含む関係機関と連携して、原子力事業者の事故収束対応を支援するため、防災資機材の供給に係る輸送支援、緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

H2

#### 8 自衛隊等の原子力災害派遣等

- 原子力災害対策本部長は、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。
- 都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、原子力災害対策本部設置前においては、直ちに派遣を要請するものとする。
- 市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
- 自衛隊は、原子力災害対策本部長から要請を受けたときは、要請の内容、原子力災害対策本部長から提供された情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。また、当該要請がなされない場合に、都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。
- 自衛隊は、要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

## 防災基本計画（抜粋）

### （緊急時モニタリングセンターにおける連携先の抽出）

第12編 原子力災害対策編  
第2章 災害応急対策

防災業務計画 第2節9. 要員の派遣、資機材の貸与の別表3-2-27および、第3節3. 要員の派遣、資機材の貸与の別表3-2-29に記載の「緊急時モニタリングセンター」から防災基本計画を参照

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。

- 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。
- 国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備、モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。
- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、U P Z外の地方公共団体（P A Z外であり、かつU P Z外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとする。
- 原子力規制委員会、内閣府及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、内閣府、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。
- 原子力事業者は、警戒事態から通常状態への復旧を図るとともに、原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。

#### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

##### (1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

- 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
- 地方公共団体は、通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見し

H7

## 防災基本計画（抜粋）

### （原子力災害合同対策協議会における連携先の抽出）

第12編 原子力災害対策編  
第2章 災害応急対策

第3節3. 要員の派遣、資機材の貸与  
に記載の「原子力災害合同対策協議会」  
から防災基本計画を参照

○原子力規制委員会は、オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員等に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を派遣するものとする。

#### 二 原子力災害対策の総合調整等

○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策等の実施方針を作成するとともに、原子力災害対策本部の下、内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、必要に応じ、内閣危機管理監の出席を得て、会議を統轄するものとする。

#### 三 原子力災害現地対策本部の設置

○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

○現地対策本部は、原子力災害対策本部の指示の下、関係地方公共団体と連絡調整を行いつつ、周辺住民の避難の実施を支援するなど、オフサイト対応を中心に災害応急対策に務めるものとする。

○現地対策本部は、速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

○現地対策本部は、原則として、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とし、原子力災害対策本部の本部長又は職員を構成員とするものとする。

○現地対策本部は、対策拠点施設において、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

○原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。

○現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

H7

## 防災基本計画（抜粋）

### （災害現場に派遣された専門家に関する連携先の抽出）

第12編 原子力災害対策編  
第2章 災害応急対策

第3節3. 要員の派遣、資機材の貸与  
に記載の「災害現場に派遣された専門家」  
から防災基本計画を参照

力災害対策本部は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。外務省は、作成された受入計画の内容について、支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後、関係省庁は、同計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

- 原子力災害対策本部は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は、その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。

#### 第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

- 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、内閣府、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

- 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとする。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁、関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

- 関係省庁は、国〔原子力規制委員会、国土交通省〕から連絡を受けた事項について、指定公共機関に連絡するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家、現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。
- 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救